平成19年6月28日

資 料 配 付

筑波研究学園都市記者会 平成19年 6月28日 国 土 交 通 省 国土技術政策総合研究所

平成18年度第2回国土技術政策総合研究所入札 監視委員会定例会議の審議概要について

国土技術政策総合研究所は、国土技術政策総合研究所が執行する工事、建設 コンサルタント業務等の入札・契約手続の公正の確保と透明性の向上を図る目 的で、学識経験者等からなる第三者機関として、「国土技術政策総合研究所入 札監視委員会」を、平成14年9月から設置しております。

入札監視委員会においては、国土技術政策総合研究所が発注した工事等の入 札及び契約の過程並びに契約の内容について、ご意見をいただくこととしてお ります。

平成18年度第2回入札監視委員会定例会議が、平成19年2月27日に開催されましたので、その審議の概要をお知らせいたします。

問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

茨城県つくば市旭1番地 TEL 029-864-2211

総務部調査官 神原 浩 (029-864-8913)

総務部契約財産管理官 茅場 隆志 (029-864-0564)

国土技術政策総合研究所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成19年2	月27日(火) 都道府県会館402会議室	
委員		片 山 恒 雄 (学校法人 東京電機大学工学部 教授) 柴 山 知 也 (国立大学法人 横浜国立大学大学院工学研究院 教授) 角 田 茂 (学校法人 金沢工業大学 参事) 吉 田 倬 郎 (学校法人 工学院大学工学部建築学科 教授)		
審議対象期間		平成18年4月1日 ~ 平成19年1月31日		
抽出案件		総件数11件	件名	
工事	一般競争契約方式	1 件	①樹木剪定等工事	
	一般競争契約方式	1 件	②平成18年度東京湾沿岸域における生物生息状況把握業 務	
建設コンサルタント業務	指名競争契約方式	1 件	③橋脚周辺部水理模型実験業務	
	標準プロポーザル 方式	2 件	④特定外来生物二次指定植物の駆除手法に関する調査業務⑤水災時における避難と河川情報提供に関する調査検討業	
	随意契約方式	2 件	務 ⑥地震・津波に対する被害想定・対策検討調査業務 ⑦交通事故統合データベース分析等業務	
	簡易公募型プロ ポーザル方式に準 ずる方式(試行)	2 件	⑧河道計画に係る河道特性等分析業務(H18)⑨住民参加に関わる紛争解決のあり方に関する調査・検討業務	
	能力確認公募型 プロポーザル方式 (試行)	1 件	乗務 ⑩既存住宅の断熱改修及び暖冷房設備更新に係わる性能向 上効果評価手法のための基礎的データの取得と体系的整 理業務	
	参加者の有無を 確認する公募方 式	1 件	⑪平成18年度遮音壁設置技術基準検討業務	

	意見・質問	説明・回答
委員からの意見・ 質問、それに対する 説明・回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	な	L

意見・質問	説 明 ・ 回 答
【報告事項】 (1)入札・契約制度の報告 (2)入札・契約手続の運用状況報告 (3)指名停止等の運用状況報告 (4)再度入札における一位不動状況報告 (5)工事種別毎の低入札価格調査制度調査 対象工事の発生状況報告	
・ (2)の建設コンサルタント業務等の総括表の入札方式と国総研の入札・契約手続フロー図との関係が分かりづらい。	・ 本省の通達に基づいて作成しているが、次 回から分かりやすいように工夫・整理を行い 対応したい。
・ (2)の建設コンサルタント業務等の発注 業務一覧の業種区分について、従来は土木コ ンサル以外にも区分されていた。	・ ご指摘の内容について経緯を確認の上、次 回から適切な業種区分を明記することとした い。
【抽出事案審議】 『工事・一般競争契約方式』 ①樹木剪定等工事 ・ 低入札の調査基準価格はどのように定めて いるのか。	・ 予定価格算出の基礎等となった価格に、直接工事費、共通仮設費、現場管理費の一定割合を基準価格として設定しており、基準価格を下回った入札者に対して、全て調査することとなる。
『建設コンサルタント業務・一般競争契約方式』 ②平成18年度東京湾沿岸域における生物生息 状況把握業務 ・ 継続して実施している同一業務については 過去の落札率等が分かるものを準備して欲し い。	・ 今後の扱いについては注意する。本日の質問事項については至急確認の上、速やかに会議中に報告する。 (昨年の結果を確認し、落札業者名、落札率を報告した。)
『建設コンサルタント業務・指名競争契約方式』 ③橋脚周辺部水理模型実験業務 ・ 指名競争契約より一般競争契約の方が応札 者が少ないのは、あまり競争的な業界ではな いということか。	・ 実際のところは、競争的な業界である。しかしながら、業者は指名を受ければ受注意欲が低い場合でも辞退せず、競争に参加するが、一般競争の場合では、本当に受注したいと考えている者のみが、応札してくる状況のために、結果的に応札者が少なかったものと考えている。

意見・質問

- 『建設コンサルタント業務・標準プロポーザル 方式』
- ④特定外来生物二次指定植物の駆除手法に関する調査業務
- ・ 落札率が非常に高率であるが、意見はあるか。
- ・ 標準プロポーザルで指名した場合、業者に とっては、およその業務規模(予算)という のは、企画書提案時のときに、合意の上の額 として認識しているということか。
- ⑤水災時における避難と河川情報提供に関する 調査検討業務
- ・ 5社の評価点について、1位と2位との差が、0.4点の差であるがこういう場合には 各面接者間で精査をするのか否か。

『建設コンサルタント業務・随意契約方式』

- ⑥地震・津波に対する被害想定・対策検討調査 業務
- 研究業務によっては、3年間継続して行う 必要性がある研究もあるのではないか。
- 財務省から国債要求を活用するように言われている状況でも、認められない状況か。
- ⑦交通事故統合データベース分析等業務
- ・ 競争性がない随意契約となると価格競争という概念が無く、非常に高価となるのでは。
- 請負契約ではなく、委託契約にすると精算するので、極端に高価とはならないのでは。

『建設コンサルタント業務・簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式(試行)』

- ⑧河道計画に係る河道特性等分析業務(H18)
 ・ 証価の証点に美がでなかった場合に、各面
- ・ 評価の評点に差がでなかつた場合に、各面 接官が精査し、評点を調整する考えであるが、 先ほどの案件と違い部署によって評価方法が 異なるのはおかしい。

説明 • 回答

- ・ プロポーザル方式の手続は、企画書提案依頼の時点で業務内容、業務量の目安を業者に提示し、その条件の中で能力なり技術提案の良さを競っていただく方式であることから、自ずと落札率は高率となる。
- ・ 業務量の目安は、参考業務規模として概ね の予算額を提示するものであり、競争参加者 は、これを前提に業務の技術提案を行うもの である。
- ・ 各面接官の評価は、変更せず決定している。 途中で見直しをすると、評価に違う要素が入 る可能性がある。
- ・ そのとおりである。しかしながら、継続する研究業務について、国債を要求したが認められなかったので、参加者の有無を確認する 公募手続で対応せざるを得ない状況である。
- ・ 国債要求を行ったが、一部の業務しか認められなかった状況である。次年度要求において、入札監視委員からも国債の活用についての強い意見があったことを踏まえて、財務省に説明していきたい。
- ・ 提出のあった見積等を参考に、十分な審査 を行ったうえで予定価格を作成し、見積合わ せを行っているところから、適正な価格で行 われていると考えている。
- ・ 請負契約は、提示した仕事の完成という結果を目的とした契約であり、契約書で取り決めた総額の範囲内で責任を持って業務等を完成していただく方式である。一方、委託契約は、研究開発や事務処理を目的とし、これに掛かった費用を精算をしていく方式である。どちらの契約方式を選択するかは、業務内容を考慮して判断すべきものと考えている。
- ・ 現在、評価方法について点検・見直しを進めているところである。事前の評価項目、判断基準の設定については、人により評価方法にばらつきが生じないようこれを明確化し、評価者の共通認識を作っていくことが必要と考えている。また、事後の各面接官の評価結果の調整については、これを行うべきではないと考えている。

意見 質問

説明 • 回答

- ⑨住民参加に関わる紛争解決のあり方に関する 調査・検討業務
- ・ この研究業務についても、落札率が高率と なるのは、各社ともおおよその予定金額を予 め、分かっているということからか。

プロポーザル方式のコンサルタント業務の 発注方式は、工事とは基本的に違う方法をと っている。工事の場合には、完成すべき工事 の内容が一義的に決まっていることから、価 格について競争を行ってもらい落札業者を決 定している。このため落札率が90%、80 %の開差があり得る。しかし、プロポーザル 方式のコンサルタント業務の場合には、発注 者として、事前に業務内容、概ねの規模の予 算を提示して、その条件の中で能力なり技術 提案の内容について競ってもらっている。 業者を特定してからは、見積書を出させて当 方が数量、単価等を十分に審査し、適正と見 なし得るところで予定価格を作成するもので ある。工事の価格競争を行う場合と能力競争 を行う場合とでは、落札率の意味は大分違う のではないかと認識している。

『建設コンサルタント業務・能力確認公募型 プロポーザル方式(試行)』

- ⑩既存住宅の断熱改修及び暖冷房設備更新に係 わる性能向上効果評価手法のための基礎的デ ータの取得と体系的整理業務
- ・ この案件は、契約に至るまでのプロセスが きちんと説明できるものであり、随意契約で も特段問題がなかったのでは。
- ・ 契約に当たり、もちろん透明性とか非常に 大事ではあるが、手続とかプロセスに時間を 取りすぎているのではないか。税金の有効利 用という観点からはこのことについても、十 分検討していただく必要がある。
- ・ 応募要件に土木関係コンサルタント以外を 排除しているようにも読める用語が少し気に なるので検討いただきたい。また、航空関係 とか、建築関係とか土木についても少しカテ ゴリーを設けても良いのでは。業種区分につ いてぜひ検討いただくとありがたい。

『建設コンサルタント業務・参加者の有無を確認する公募方式』

- ①平成18年度遮音壁設置技術基準検討業務
- ・ 応募要件に中立性・公平性に関する要件が あるが、これは公益法人なら良いが、株式会 社を排除していると取れなくもないが如何。

- ・ 財務大臣通達「公共調達の適正化について」 の中で、随意契約が可能となる該当事由がな い場合には、他に参加の有無を確認する公募 等の手続を行い、競争性・透明性を担保する 必要があり、従前の随意契約は出来ないこと となった。
- 契約に関する手続は、国民に対する説明責任を伴うが、このための手続に相当の時間を要している。整理を行い、戻すべきところは戻していかなければならないと考えている。
- ・ 名簿には、建築関係コンサルタント業務、 土木関係建設コンサルタント業務、測量、地 質調査業務及び補償関係建設コンサルタント 業務の区分配がれている。

今回は、実験・計測が多く、土木コンサルタント業務を選定することが、適切と判断し、 行ったが、業種区分については過去の経緯を 確認し、適切な区分で明示するよう修正する。

・ この要件で、株式会社を排除するということではない。この業務の場合には、民間企業が開発した遮音壁の技術等を公平に評価する方法・基準値を定めて、国の技術基準に反映することから、業務を遂行するにあたって中立性・公平性を要件としたものである。

意見・質問	説明・回答
【総括】	
今回の審議案件については、指摘すべき不 適切な点があったとは、認められない。	
[今後の検討課題]	
① 新しい入札・契約方式を導入したことの評価と従来方式との比較分析が必要。	
② 落札率という言葉を使用すると、調査・研究業務等のコンサルタント業務が、単純な価格競争だけではない面もあることから、誤解が生じる。工事のように価格競争で行うのではないという考えならば、適切な言葉に置き換えて、理解してもらうよう努めるべきである。	
③ プロポーザルの契約方式に関して、業者にに企画書の提出要請など、過度の仕事をさせていないか等、検討の余地があるのではないか。特に指名競争の場合に、業者に対する配慮が今まで十分であったか否かを確認しておく必要がある。	
④ 継続的な契約に関して、特に国総研における研究のように国が行うべきことについて、 国債を利用して複数年契約で行うことは必要 であり、財務省に対して、適切に国債要求を 行っていくべきである。	
⑤ 契約制度を変えていくというのは、基本的にある目的があって変えていくわけで、業界に対して、どういう影響を与えているかということは、実証的に分析する必要がある。	
⑥ 委託契約の場合には、落札率という問題は 出ない良い点もあるので、請負契約と併せて 検討されたら如何かと思う。	